



# 高金利通貨オープン

愛称:ワールドエイト

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター:0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要



委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年2月28日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額

14兆2,699億円(2025年2月28日現在)

## 商品分類・属性区分



| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 海外     | 債券                |

| 属性区分                         |              |                   |               |       |
|------------------------------|--------------|-------------------|---------------|-------|
| 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域            | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債)) | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(日本を含まず) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月8日に関東財務局長に提出しており、2025年5月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的



当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、新興国を含む世界の中で相対的に金利水準の高い通貨建ての債券へ実質的に投資することにより、安定したインカム収入の確保とともに信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ファンドの特色



**1** 高金利通貨マザーファンドへの投資を通じて、新興国を含む世界の中で相対的に金利水準の高い通貨を複数選定し、原則として選定した通貨建ての債券へ実質的に投資することにより、安定したインカム収入の確保を目指します。

■OECD加盟国、世界（新興国を含む）の債券市場を代表とする債券指数の構成国の通貨の中で市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで相対的に金利水準の高い8通貨を選定し、各通貨への配分を原則均等とします。

■選定通貨は、原則として定期的に見直します。



- 選定する通貨は、選定時にいずれかの主要格付機関において、本国通貨建長期債務格付けがBB格相当以上の国の通貨を選定対象とします。ただし、BB格相当以上であっても、市場規模、投資規制等の観点から一部の国・通貨を委託会社の判断で除外する場合があります（選定後に、BB格相当未満に格下げされても保有を継続する場合があります。）。
  - 選定対象通貨の中から、市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで、相対的に金利水準の高い通貨を選定しますので、自動的に金利の高い通貨を上位から選定するものではありません。
  - ファンダメンタルズ、金利水準、流動性およびファンドの資産規模等を勘案し、組入通貨数を8としない場合、また各通貨への投資配分を等分としない場合があります。
  - 選定通貨を変更する場合、投資通貨の入替えを行う過程で組入通貨数が8とならない場合があります。
- ※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります（以下同じ。）。

**2** 投資する債券は、選定した通貨建てのソブリン債（国債、政府機関債、国際機関債等）を中心とします。

■ポートフォリオの平均デュレーションは3年以内とします。

■ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上とします。



### デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。



- 選定通貨建ての債券等の代替として、流動性の高い通貨（米ドル等）建ての債券に投資するとともに為替予約取引等を活用することで、各通貨へ実質的に配分を行う場合があります。
- 投資した債券への決済等を行うために、米ドル等を実質的に保有する場合があります。
- 平均格付けは、当ファンドが保有している債券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付けではありません。

3

実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

4

毎月の決算時に、分配を目指します。

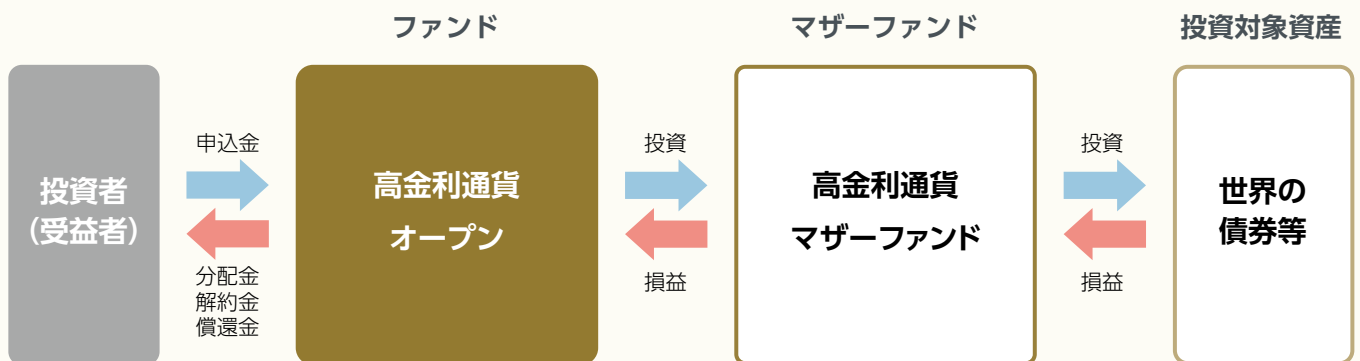
■決算日は毎月の14日（休業日の場合は翌営業日）とします。

■委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## マザーファンドの運用プロセス

■マザーファンドの運用は、運用部 グローバル債券グループが行います。

### 新興国を含む世界の通貨

市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで相対的に金利水準の高い8通貨を選定

### 選定した通貨建てのソブリン債

発行体の信用リスク等を考慮して投資銘柄を選定

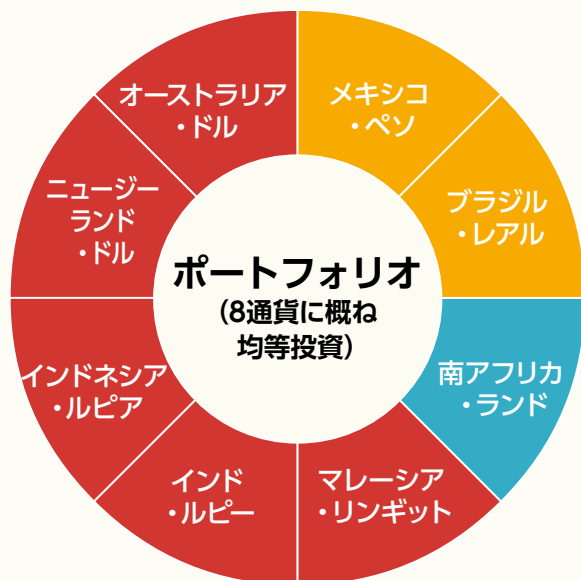
### ポートフォリオ

※上記の運用プロセスは2025年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>[https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org\\_structure01.pdf](https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf)

## 相対的に金利水準の高い8通貨に均等投資



■新興国を含む世界の中から選定した高金利通貨建て(8通貨)の債券に均等投資することを基本とします。

※選定通貨は、原則として定期的に見直します。

※ファンダメンタルズ、金利水準、流動性およびファンドの資産規模等を勘案し、組入通貨数を8としない場合、また各通貨への投資配分を等分としない場合があります。

※選定通貨を変更する場合、投資通貨の入替えを行う過程で組入通貨数が8とならない場合があります。

※上記の選定通貨は2025年2月末現在のものであり、選定通貨が将来変更される場合があります。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

- 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
  - 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
  - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

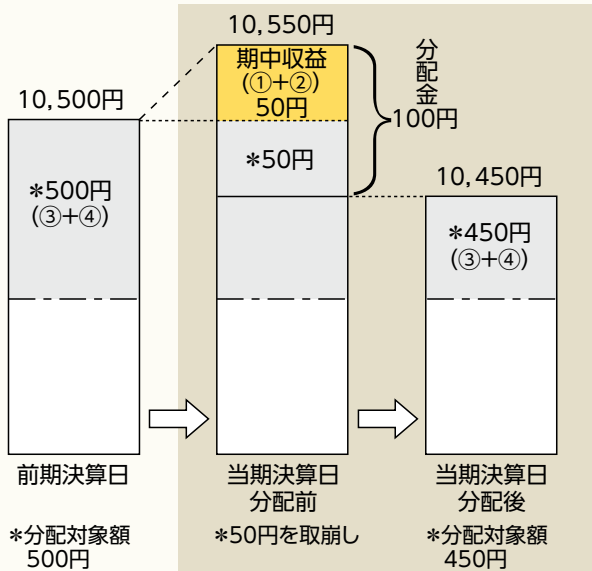


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

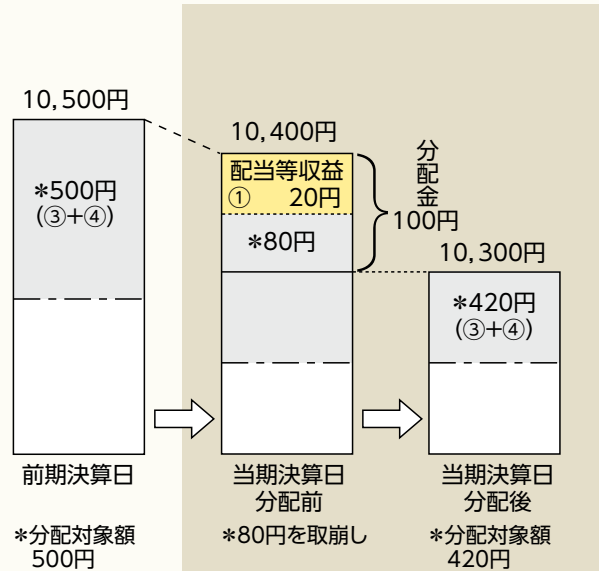
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

#### 〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



#### 〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

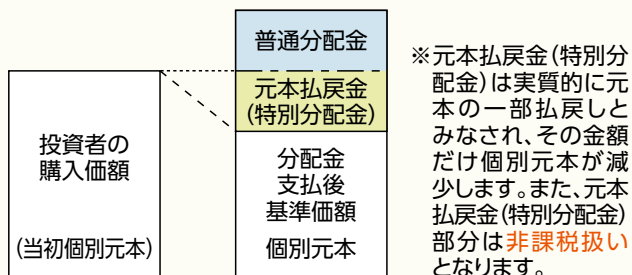


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

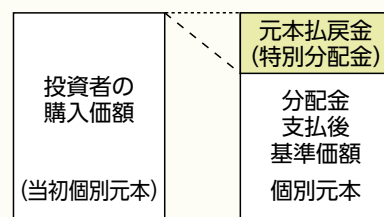
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



#### 〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



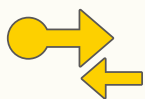
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点



- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

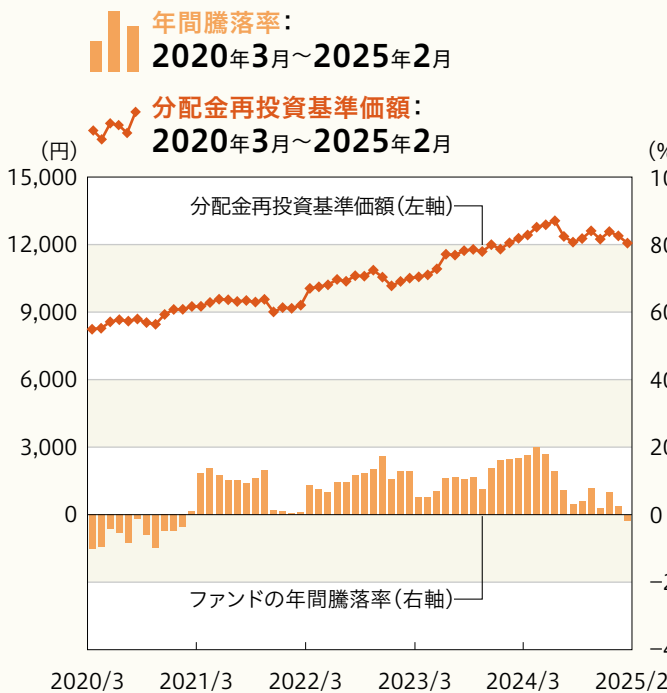


- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。  
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。  
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

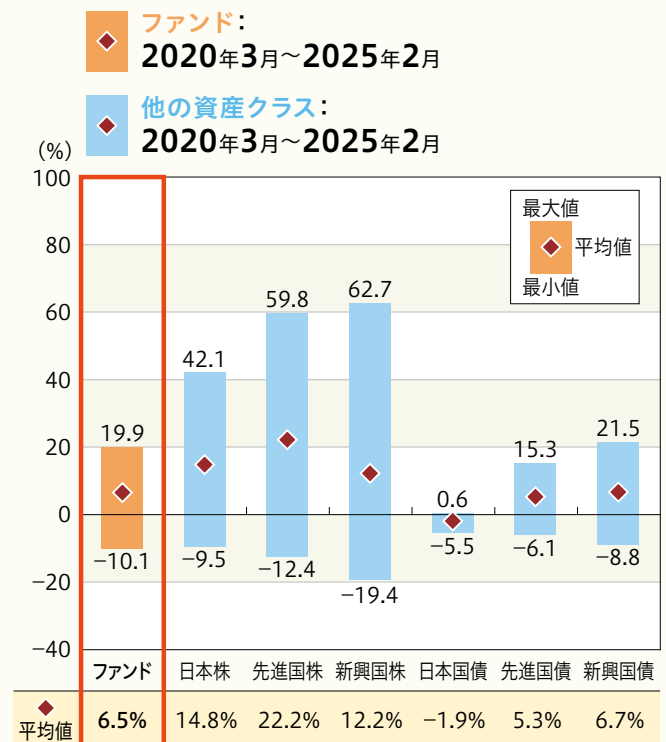
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

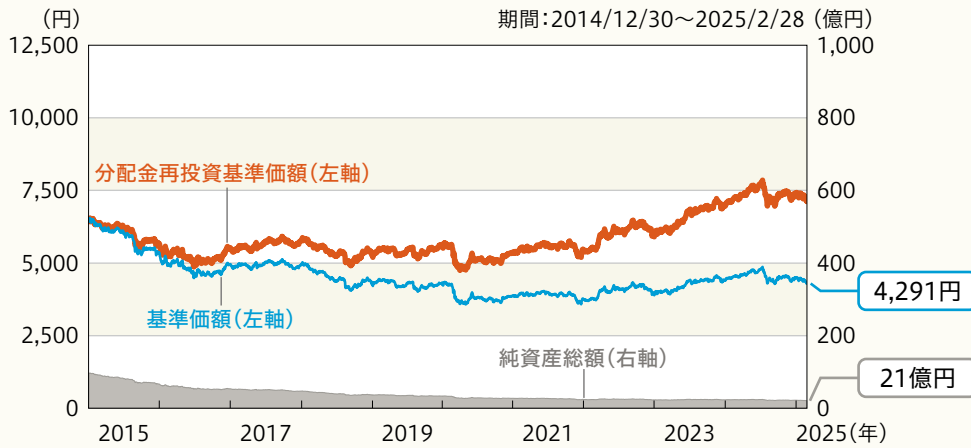
|      |                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | TOPIX(東証株価指数、配当込み)<br>株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。                                     |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。                                   |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。                                     |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債)<br>野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。                              |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。                        |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2025年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

| 決算期      | 分配金    |
|----------|--------|
| 2025年 2月 | 15円    |
| 2025年 1月 | 15円    |
| 2024年12月 | 15円    |
| 2024年11月 | 15円    |
| 2024年10月 | 15円    |
| 直近1年間累計  | 180円   |
| 設定来累計    | 5,780円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

## ■高金利通貨オープン

## 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 99.91  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 0.09   |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類        | 銘柄名          | 比率(%) |
|------|-----------|--------------|-------|
| 日本   | 親投資信託受益証券 | 高金利通貨マザーファンド | 99.91 |

## ■高金利通貨マザーファンド

## 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域     | 比率(%)  |
|---------------------|----------|--------|
| 特殊債券                | 国際機関     | 74.56  |
| 国債証券                | マレーシア    | 13.08  |
|                     | ニュージーランド | 7.86   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |          | 4.50   |
| 合計(純資産総額)           |          | 100.00 |

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

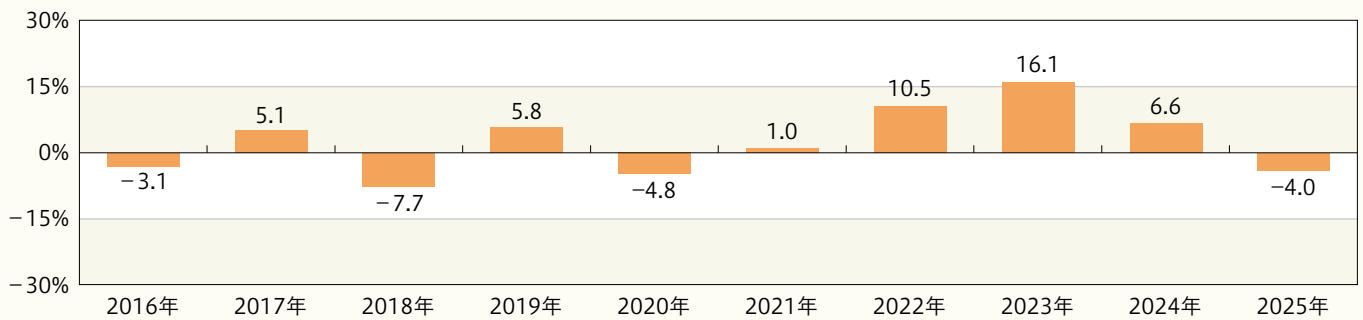
| 国・地域     | 種類   | 銘柄名                      | 利率(%) | 償還期限       | 比率(%) |
|----------|------|--------------------------|-------|------------|-------|
| マレーシア    | 国債証券 | MALAYSIA GOVERNMENT      | 3.900 | 2026/11/30 | 13.08 |
| 国際機関     | 特殊債券 | EUROPEAN INVESTMENT BANK | 8.000 | 2027/05/05 | 12.26 |
| 国際機関     | 特殊債券 | INT BK RECON & DEVELOP   | 6.250 | 2029/02/02 | 12.21 |
| 国際機関     | 特殊債券 | INT BK RECON & DEVELOP   | 4.500 | 2026/04/15 | 12.08 |
| 国際機関     | 特殊債券 | INTL FINANCE CORP        | 7.000 | 2027/07/20 | 11.23 |
| 国際機関     | 特殊債券 | INT BK RECON & DEVELOP   | 9.500 | 2026/01/20 | 10.74 |
| 国際機関     | 特殊債券 | INTL FINANCE CORP        | 4.400 | 2026/12/15 | 9.07  |
| ニュージーランド | 国債証券 | NEW ZEALAND GOVERNMENT   | 4.500 | 2027/04/15 | 7.86  |
| 国際機関     | 特殊債券 | INTL FINANCE CORP        | 1.500 | 2026/07/27 | 3.95  |
| 国際機関     | 特殊債券 | INT BK RECON & DEVELOP   | 0.500 | 2026/05/18 | 2.16  |

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。  
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日: 2025年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ



### 購入時

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 購 入 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。  |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額      |
| 購 入 代 金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |

### 換金時

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額  |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                       |                                                                                                               |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 締 切 時 間           | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 |
| 購 入 の 申 込 期 間         | 2025年5月9日から2025年11月11日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                           |
| 換 金 制 限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。                                                                     |
| 購入・換金申込受付<br>の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。                          |

### 決算日・収益分配

|         |                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 算 日   | 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                           |
| 収 益 分 配 | <p>年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p> |

お申込みメモ



その他

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間             | 無期限(2008年2月18日設定)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 繰 上 償 還             | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 残存口数が30億口を下回ることとなったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>                                                                                             |
| 信託金の限度額             | 3,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 公 告                 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                  |
| 運 用 報 告 書           | 毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。                                                                                                                                                                                                                          |
| 基 準 価 額 の 法 照 会 方 法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ワエイト」として掲載されます。                                                                                                                                                                                              |
| 課 税 関 係             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

## ファンドの費用・税金



### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

|         |                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> を乗じた額です。                                                                                |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

|                  |                                                                                                                                                                    |                                                 |        |        |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------|--------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの純資産総額に <b>年1.144%(税抜き1.04%)</b> の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。                                            |                                                 |        |        |
|                  | ＜運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)＞                                                                                                                                             |                                                 |        |        |
|                  | 販売会社毎の取扱残高                                                                                                                                                         | 委託会社                                            | 販売会社   | 受託会社   |
|                  | 100億円以下の部分                                                                                                                                                         | 年0.50%                                          | 年0.50% | 年0.04% |
|                  | 100億円超の部分                                                                                                                                                          | 年0.40%                                          | 年0.60% | 年0.04% |
|                  | ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。                                                                                                                                           |                                                 |        |        |
|                  | 支払先                                                                                                                                                                | 役務の内容                                           |        |        |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                               | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |        |        |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                               | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価       |        |        |
|                  | 受託会社                                                                                                                                                               | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |        |        |
| その他の費用・手数料       | 以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。<br>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用<br>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料<br>● 資産を外国で保管する場合の費用 等<br>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |                                                 |        |        |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金



### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

#### 換金(解約)時及び償還時

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|----------------------------------------------|

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年2月末現在のものです。

## (参考情報) 総経費率



直近の運用報告書の対象期間(2024年8月15日～2025年2月14日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.19%     | 1.14%      | 0.05%     |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。